

# 一般競争入札公告

社会福祉法人光彩会の発注する「(仮称)新座市野火止障害者施設 新築工事」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年2月1日

社会福祉法人 光彩会  
理事長 野澤 孝道

## 1. 工事概要

- (1) 工事名称 (仮称)新座市野火止障害者施設 新築工事
- (2) 工事場所 埼玉県新座市野火止一丁目1167番1
- (3) 工事種別 新築工事
- (4) 工事内容 建物新築にかかる建築一式工事
- (5) 建物概要 構造規模：鉄骨造（薄板軽量形構造）平屋建  
敷地面積：1670.46㎡  
建築面積：607.57㎡  
延床面積：570.19㎡
- (6) 予定工期 令和3年3月9日～令和3年8月31日

## 2. 入札方法

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 予定価格 有（非公表）
- (3) 最低制限価格 有（非公表）
- (4) 入札保証金 無

## 3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県及び県内自治体の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 建設業の許可を有すること。
- (6) 埼玉県内に本店を有する者であること。
- (7) 福祉施設の建設実績を有すること。
- (8) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。

#### 4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 令和3年2月1日(月)～令和3年2月5日(金)まで
- (2) 問合せ・受付時間 午前10時から午後4時まで
- (3) 提出書類 ①一般競争入札参加資格等確認申請書(様式有)  
②会社案内・会社経歴書・福祉施設の施工実績(契約書の写し等)  
③建設業の許可証の写し
- (4) 提出方法 持参もしくは郵送(上記期間内必着)によること。(いずれも要事前連絡)
- (5) 提出・問合せ先 〒331-0813 埼玉県さいたま市北区植竹町2-69-7  
社会福祉法人光彩会(担当:法人本部 新井英登)  
電話 048-788-2413 FAX 048-788-2414  
e-mail [h-arai@kousaikai-swc.jp](mailto:h-arai@kousaikai-swc.jp)

#### 5. 一般競争入札参加資格確認通知および設計図書等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無について書面にて通知を行う。
- (2) 入札参加資格有りと確認された業者には設計図書等(入札説明書、入札書類書式一式、法人経理規程、図面・仕様書(CD-ROM))を郵送により配布する。(現場説明会は行わないものとする)
- (3) 配布した図面・仕様書(CD-ROM)は入札日に持参し、返却するものとする。

#### 6. 入札日程等

- (1) 公告日 令和3年2月1日(月)
- (2) 応募締切日時 令和3年2月5日(金)
- (3) 設計図書等配布日 令和3年2月10日(水)
- (4) 質疑書提出日時 令和3年2月22日(月)午後4時まで  
※質問はe-mailにて送信すること。(電話、FAXの質問は不可とする)
- (5) 質疑回答日時 令和3年2月26日(金)  
※回答は全ての入札参加者にe-mailにて送信する。
- (6) 入札日 令和3年3月5日(金)午前10時から
- (7) 入札場所 特別養護老人ホームみちみち大宮 地域交流室  
埼玉県さいたま市北区植竹町2-69-7

#### 7. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。なお、初度入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。(再度入札は1回まで)
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。

- ①最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする）
- ②再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合。
  - 条件1 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
  - 条件2 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
  - 条件3 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。
  - 条件4 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名（捺印）すること。
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (5) 初回入札に参加する者の数が1社のみである場合も入札は執行する。

## 8. 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加に当たっては、入札日当日に入札金額内訳書を持参すること。また、初度入札における落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を後日提出すること。
- (5) 談合等の明らかな不正行為があったと認められる場合は、入札は無効とする。
- (6) 下記の各事項に該当する入札は無効とする。
  - ①入札に参加する資格のない者がした入札
  - ②不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
  - ③虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
  - ④入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
  - ⑤次に掲げる入札をした者がした入札
    - ア 入札書の押印のないもの
    - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
    - ウ 押印された印影が明らかでないもの
    - エ 記載すべき事項の記入のないもの、または記入した事項が明らかでないもの
    - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
    - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
    - キ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、または2以上の者の代理をした者がしたもの
  - ⑥前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

## 9. 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。（必要に応じた補正を行うこと）
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 工事履行保証保険（工事請負額の 10 分の 1 以上の金額を保証）を締結するものとする。
- (4) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。
- (5) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。
- (6) 一括下請負契約を行わないこと。
- (7) 請負代金の支払時期に関しては、入札説明書により別に定める通りとする。

以上